<2> 入　　会　　規　　則

（総　　則）

第　１　条　一般社団法人全国旅行業協会（以下「本会」という。）の会員になろうとする者の入会については、定款に定めるもののほか、この規則による。

（会　　員）

第　２　条　定款第６条の定めるところにより、本会の会員は次のとおりとする。

（１）正 会 員　（旅行業者）

（２）協力会員　（旅行サービス手配業者）

（３）賛助会員　（本会の目的に賛同する者）

（入会申込書等の提出）

第　３　条　本会の会員になろうとする者は、第１号様式（正会員の場合）、第２号様式（協力会員の場合）又は第３号様式（賛助会員の場合）による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2．前項の入会申込書の他、第４号様式による誓約書及び別に定める書類を添付しなければならない。

3．入会申込書は、その主たる営業所の所在する都道府県の協会支部を経由して提出するものとする。

4．入会申込者は、所属することとなる支部長の推せんを得なければならない。

5．賛助会員のうち、各協会支部を経由しないで賛助会員として推せんすることが適当と考えられる者については、三役会の推せんに基づき、本部へ入会申込書を提出するものとする。

6．前項における賛助会員として推せんすることが適当な者とは、本会業務と関係のある業種である者をいう。ただし、本会及び関連会社の業務運営に支障をきたすおそれのない者に限る。

（推せん人）

第　４　条　本会の正会員になろうとする者は、入会の申込に際し、当該協会支部の運営委員又は３年以上の会員歴を有する正会員２名の推せんを得なければならない。

（入会の承認）

第　５　条　入会の申込みを受理した協会支部及び本部は、本会の会員になろうとする者が次条に定める入会拒否の事由に該当するか否かについて審査を行い、理事会はこの審査に基づいて入会の承認を行うものとする。

2．本会の正会員になろうとする者が登録行政庁の新規登録に先立って本会への入会を希望するときは、旅行業の登録を受けることを条件に入会承認を行うものとする。

3．前項の条件付入会承認を行ったときは、当該入会申込者に第５号様式による全旅協入会承認書を送付するものとする。

4．第２項の条件付入会承認を行った場合の入会日（保証社員となる日）は、弁済業務保証金分担金を本会が受領した日とする。

（入会の拒否）

第　６　条　本会の会員になろうとする者が、次の各号の一に該当するときは、入会を拒否することができる。

（１）代表者又は役員の中に、過去５年以内に旅行業法第 50 条第３項の規定により旅行業協会保証社員の地位を失った旅行業者等の代表者又は役員となっていた者がいる場合。
（２）代表者又は役員の中に、本会において除名処分を受けた旅行業者等の代表者又は役員となっていた者がいる場合。
（３）代表者又は役員の中に、旅行業法における違反行為があり、過去５年以内に刑事等処分を受けた者がいる場合。

（入会承認の取消し）
第　７　条　本会の会員になろうとする者が、理事会の入会承認後、第５条第２項、第８条第１項及び第５項に定める所定の手続きをしなかった場合は、入会承認を取り消すことができる。
2.　入会承認後、正会員となる日までに、第３条第１項及び第２項に定める所定の書類に事実に反することが判明した場合は、入会承認を取り消すことができる。
3.　入会承認が取消された者については、直近の理事会に報告をする。

（入会金等の納入）
第　８　条　本会の正会員になろうとする者は、理事会の入会承認後、定められた日までに、協会支部を経由して総会で定めた種別に応じた額の入会金及び会費を納入しなければならない。
2.　本会の協力会員になろうとする者は、理事会の入会承認後、定められた日までに、協会支部を経由して理事会で定めた額の会費を納入しなければならない。
3.　本会の賛助会員になろうとする者は、理事会の入会承認後、定められた日までに協会支部を経由して総会で定めた額の会費を納入しなければならない。ただし、第３条第５項に定める賛助会員は、会費を本部に直接納入するものとする。
4.　前三項における会費の額は、年度額とする。
5.　前四項のほか、本会の正会員になろうとする者は弁済業務規約の定めるところにより弁済業務保証金分担金を納付しなければならない。

（種別変更金の納入）
第　９　条　第２種旅行業、第３種旅行業又は地域限定旅行業から第１種旅行業、第２種旅行業又は第３種旅行業に変更登録した会員は、別紙の通り、種別変更金を納入しなければならない。

附　　則

1.　この規則は、昭和 47 年６月 20 日から実施する。
2.　昭和 56 年７月 24 日改正・実施（第 38 回理事会承認）
3.　平成８年３月 13 日改正・平成８年４月１日実施（第 98 回理事会承認）
4.　平成９年１月 29 日一部改正・実施（第 101 回理事会承認）
5.　平成 11 年３月 16 日改正・平成 11 年４月１日実施（第 110 回理事会承認）
6.　平成 11 年５月 18 日改正・実施（第 111 回理事会承認）
7.　平成 14 年５月 21 日一部改正・実施（第 120 回理事会承認）
8.　平成 18 年３月 16 日一部改正・実施（第 131 回理事会承認）
9.　平成 25 年３月５日一部改正・平成 25 年４月１日実施
10.　賛助会員本部直接加入基準を廃止する。（第 229 回常務理事会承認）
11.　平成 29 年 10 月 25 日一部改正・平成 30 年１月４日実施（第 178 回理事会承認）

12.　令和４年３月 11 日改正・令和４年４月１日施行（第 200 回理事会承認）
　　この施行の際に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
13. 令和６年３月 14 日改正・令和６年４月１日施行（第 209 回理事会承認）
　　種別変更金の改正

【 別　紙 】

種別変更金の納入について

変更登録をした会員は、下表のとおり種別変更金を納入することとする。

①　入会日が平成 11 年３月 31 日以前の者　→【種別変更金は不要】

②　入会日が平成 11 年４月１日～令和６年３月 31 日の者

変更前		変更後	種別変更金
第２種	→	第１種	160 万円
第３種	→	第１種	170 万円
第３種	→	第２種	10 万円
地域限定	→	第１種	185 万円
地域限定	→	第２種	25 万円
地域限定	→	第３種	15 万円

③　入会日が令和６年４月１日以降の者

変更前		変更後	種別変更金
第２種	→	第１種	170 万円
第３種	→	第１種	170 万円
第３種	→	第２種	－
地域限定	→	第１種	190 万円
地域限定	→	第２種	20 万円
地域限定	→	第３種	20 万円